

第2回世羅町議会定例会会議録

令和4年6月3日
第3日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第2回世羅町議会定例会 (第3号)

令和4年6月3日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 報告第 2 号 令和3年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第 3 号 令和3年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 3 報告第 4 号 令和3年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第 28 号 世羅町税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 29 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 30 号 令和4年度世羅町一般会計補正予算(第2号)
- 第 10 議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第2号 令和3年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について を議題といたします。提出者から報告を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案1ページをお開きください。

報告第2号

令和3年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和3年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月3日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 繰越にあたって一定の説明受けたかとは思いますが、何点かちょっと、入札と言うか、執行状況についてお尋ねをしたいというように思います。

金額が大きいものでは道路維持修繕費8000万円ですか。それと令和3年公共土木災害復旧事業費2億1400万円ですかね。それぞれ繰越後の一定の対応

はされてないのもあるかもしれませんが、されておる状況で、特に規模が繰越が多いという特別な例ではないかと思うんですが、なかなか入札等が応札をされなかったり、落札がされないという例もあるやに聞くんですが、予算が、道路維持修繕については一般財源ということで、特定財源をかなり充てておる災害復旧等についてはですね、一定に早期というか、順次やっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてどのような状況にあるかお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは矢山議員からのご質問、維持修繕、それから公共災害の執行状況についてお答えいたします。

維持修繕事業につきましては、繰越事業箇所は6カ所ございまして、この内5カ所について発注を済ませている状況でございます。残りの1カ所につきましても用地の調整がつき次第速やかに発注をして完了を目指していくものでございます。

それから公共土木施設災害復旧事業でございますが、こちらにつきましては、令和3年災害復旧事業箇所が30カ所ございまして、この内、令和3年度内に完了したものの、これが11カ所。それから令和4年度において既に完了したものが6カ所。事業中のものが12カ所。1度発注しましたけど不調に終わっておりますのが1カ所ございます。こちらにつきましても工事の発注時期を再検討する中で、現在、発注に向けて準備を進めているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 特に問題はないように思ったわけですが、特に道路維持修繕等、1回目の質問でもお尋ねしたんですが、一般財源を使ってやるということになると、ほとんどが発注をされておるということでしたが、その入札の状況、どう言えばいいかね、特に事業が多いために発注がむずかしいというようなこと、土木災害については1カ所と言われたですかね、問題はないように見受けるわけですが、工事発注にあたっての状況がもしわかれば簡単でいいですが、お尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 工事の発注状況でございますけれども、最近では先程申し上げました災害復旧事業について1件の不調がございましたが、その他令和4年度の工事におきましてもですね、現在、応札いただいております状況でございます。しかしながらですね、工事の受注状況、こちらについてはですね、受注業者の状況をですね、しっかり確認する中でですね、発注の時期等についても考慮しながら発注を進めていきたい、そのように考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 令和3年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について を終わります。

日程第2 報告第3号 令和3年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について を議題といたします。提出者から報告を求めます。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） おはようございます。それでは報告第3号についてご説明をさせていただきます。議案書3ページをお開きください。

報告第3号

令和3年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和3年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月3日 提出

世羅町長 奥田正和

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 1点ほどお尋ねいたします。先程の報告書にありました繰越計算書の内の下水道事業の繰越額 1914万 1000円、

○議長（米重典子） 久保議員、今、上水ですが。

○10番（久保正道） わかっております。

○議長（米重典子） 失礼しました。

○10番（久保正道） 1914万 1000円、これに対してですね、今回下水道事業の繰越額が 1815万円、

○議長（米重典子） 上水道の繰越しですね。

○10番（久保正道） そうそう、上水道。

○議長（米重典子） 下水道ではなくて、上水ですね。

○10番（久保正道） 上水道ですね。上水道が 1815万円。それと、その次のページの上水道が 149万 1000円、これを足しますとですね、1964万 1000円ということになりますが、先程の報告書の 1914万 1000円、50万円の差額が生じるわけですが、これについては、この上水道会計で 50万円が、上水道会計の 50万円をプラスした額になるのでしょうか。説明をお願いします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） ただいまのご質疑についてお答えをさせていただきます。議員のご質疑にありました 1914万 1000円につきましては、報告第 4号でご報告させていただきます下水道事業の繰越額に対する負担金の予算額となっております。

先程報告第 2号で財政課長のほうから説明がありました 8款土木費、5項下水道費の 1914万 1000円につきましては、これは下水道事業の繰越額にかかる財源として計上しております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 令和3年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について を終わります。

日程第3 報告第4号 令和3年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について を議題といたします。提出者から報告を求めます。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは議案書6ページをお開きください。

報告第4号

令和3年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和3年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月3日 提出

世羅町長 奥田正和

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。先程もお尋ねしたと同じような考え方で、繰越を予算として決定をして、まだそうよけいは経ってないんですが、現状ですね、予算どおりの執行ができる状況にあるのか。それから工事の完了は大きく影響するほどの工事ではないかもしれませんが、どのように予定されておりますか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは当該工事の進捗状況等でございますが
まずご答弁させていただきます。工期につきましては令和4年9月30日を設
定しておりまして工期内に完了するよう進捗をしている状況と認識をしており
ます。

続きまして、工事の概要でございますが、延長については約170mの延長と
いうふうな状況になっておりますので、この工期の中で十分完了できるという
ふうに認識しているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 令和3年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書
の報告について を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて を議題とい
たします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案8ページをお開きください。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求
める。

令和4年6月3日 提出

世羅町長 奥田正和

専決処分第1号

専 決 処 分 書

世羅町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

世羅町長 奥 田 正 和

1 専決処分の内容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布された。

専決処分に係る一部改正の主な内容は、次のとおりである。

町民税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

固定資産税関係

法律改正による条例改正を行うもの。

この改正が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたので、世羅町税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和 4 年 3 月 31 日

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案13ページをお開きください。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和4年6月3日 提出

世羅町長 奥田正和

専決処分第2号

専決処分書

世羅町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容

(1) 国において新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度分の国民健康保険税減免の取扱いについて、令和4年3月14日付で示された。

一部改正の主な内容は、次のとおりである。

当分の間、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項に掲げる者に該当する者であって町長が必要と認めるものが、国民健康保険税（令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付（国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の日）が存するもの（町長が別に定める国民健康保険税を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における第26条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、町長が指定する日とする。

(2) 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布された。

一部改正の主な内容は、次のとおりである。

国民健康保険税の基礎課税額の限度額を65万円（現行63万円）、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円（現行19万円）に引き上げる。
その他、規定の整備を行った。

世羅町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要があつたが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和4年3月31日

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案17ページをお開きください。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和4年6月3日 提出

世羅町長 奥田正和

専決処分第3号

専決処分書

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月2日

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容

令和4年度世羅町一般会計予算について、歳入歳出それぞれ660千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,622,660千円とした。

歳入は、国庫支出金660千円を増額した。

歳出は、民生費660千円を増額した。

国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付について、給付金を受け取れていない方へ早期に支給する必要があると認め、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものである。

2 専決処分年月日

令和4年5月2日

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしま

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第 7 議案第 28 号 世羅町税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案 20 ページをお開きください。

議案第 28 号

世羅町税条例の一部を改正する条例

世羅町税条例（平成 16 年世羅町条例第 48 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が公布されたことに伴い、世羅町税条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 28 号 世羅町税条例の一部を改正する条例については 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 29 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案 22 ページをお開きください。

議案第 29 号

世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険税条例（平成 16 年世羅町条例第 51 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

国民健康保険税の税率等の変更に伴い、世羅町国民健康保険税条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） これまで繰り返し一般質問その他で国保税の問題を取り上げてまいりましたが、今年 5 年目を迎えて来年からというように言われたか

と思うんですが、県全体、準統一保険料、これがスタートするときから5年くらいの猶予を置いて統一するというところでいろんな条件が違う中で統一保険料は問題があるのではないかとということを申し上げてきたところですが。

お尋ねしたいのは6.6の資産割に対して3.3で下がるわけではあるんですが約半分になって、次の年度でこれも議会の議決によって決定するわけですが、予定としては来年度は0になるということなのか。そうすると、それが所得割にかなり影響して、収入に対して課税をする税が増えていくということになるので、資産が一定にあって、収入がない人にとっては課税をされないという点もありますが、この辺をどのように多くの自治体で既に3割を0にしておる自治体があると思うんですが、本町としてどのように考えておられるのか。

これも繰り返し言ってきたことで、あれですが、未就学児の問題についても、詳しく調査をしておりませんが、均等割を課税しない自治体はかなり増えておる状況にあるわけですが、国としたら所得はなくても医療費がかかる人から保険税を徴収せえということなんだろうと思いますが、一部繰越金を充てるということではありますが、そのことについて新年度においてどの程度の繰越金を計上されようとしておるのか。均等割と併せてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず資産割をなくしていくことに伴う影響でございます。応能割と応益割のバランスをとる必要があるなかで、資産割を減らすと所得割を増やすという必要がございますが、県の示す標準的な税率に近づけていくためには、世羅町では所得割ではなく、今回均等割を増額する必要がございます。子どもを始め被保険者数が多い世帯であったり、ご夫婦で国保と後期高齢者医療、それぞれで負担する世帯など、いろいろな世帯構成がある中で均等割、平等割には所得に応じた軽減や、また就学前のお子さんへの軽減が制度化がされました。負担の軽減にはつながっているものと考えておりますが、被保険者の過大な負担とならないよう税率決定には配慮も必要であると認識をしております。

均等割の子どもの軽減を独自にされている所もございますが、こちらについては県の運営方針の中で、被保険者の負担の公平性を確保していくために減免

基準の統一などについて検討を今後も続けていくこととしております。世羅町独自の上乘せというのは現在では困難でございますが、引き続き負担の軽減を図れるように繰越金のほうも充てながら対応をしてまいりたいと思います。当初予算においては繰越金のほうは充当するようにはしておりませんが、試算をした結果、約 1000 万円の繰越金を充当する見込みでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 29 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 25 分といたします。

.....

休 憩	10 時 09 分
-----	-----------

再 開	10 時 25 分
-----	-----------

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 9 議案第 30 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 24 ページをお開きください。

議案第 30 号

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年6月3日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ84,382千円を増額し、歳入歳出それぞれ11,707,042千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金70,721千円、繰入金6,000千円、諸収入8,161千円、町債6,500千円を増額し、県支出金7,000千円を減額するものでございます。

歳出は、民生費42,995千円、衛生費20,726千円、消防費6,414千円、教育費15,304千円を増額し、商工費755千円、予備費302千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） はい、6番。それではお伺いします。先程説明がございました一般会計補正予算の9ページのほうなんですけど、デジタル田園都市国家構想推進交付金、こちらの対象事業の内容のほうを教えてくださいたいのと、保育士等処遇改善臨時特例交付金、どのような処遇改善が図られるのかということと、11ページのスポーツ振興事業助成金、雑入ですので国費、県費ではないと思うんですが、こちらのどういった団体からの助成金かということと、どういった対象事業を検討されているのかということのを教えてください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。9ページのデジタル田園都市国家構想推進交付金の件でございますけれども、これは当初新年度予算においてお認めいただきましたサテライト誘致に関する事業、これがトータルで1400

万円ございますけれども、その2分の1を県費、チャレンジ・里山ワーク拡大事業の700万円で対応するように考えておりましたけれども、国費の活用が図られましたので、このチャレンジ・里山ワーク拡大事業を減額しまして、国費のほう650万円とそれから新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金で対応するというようにしております。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 失礼します。保育士等処遇改善の臨時特別交付金についてどのような処遇改善が行われるかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら最前線において働く保育、幼稚園職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続されるように取り組みを行うことを前提としまして、令和4年2月から9月まで職員の収入を約3%程度、金額にしますと月額9,000円程度になります。この賃金について引き上げを行うものでございます。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） それでは私のほうからは11ページのスポーツ振興事業助成金の、これはどこからの助成であるかということと、その改修内容についてということであったかと思えます。こちらにつきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成でございまして、いわゆるt o t oですね、スポーツくじの収益による助成になります。

改修内容でございますが、世羅小学校のナイター照明のLED化ということで、昨年度、令和3年度で1本8灯分のLED化を図ったところでございますが、残る5本40灯分すべてをLED化するという内容になっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 16ページ、9款消防費1項消防費の非常備消防費でございます。ここで消防車両の購入というのがございますけれども、こういった大きな備品はですね、年度当初組み込むのが通常でございます。補正予算でわざ

わざわざこういった車両の購入を充てるというのはどんな理由があって充てるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今回の消防車両の購入費用でございますけれども、既に令和4年度の当初予算におきまして3台分といたしまして2900万円余りを計上させていただいております。年度替わりまして令和4年度におきまして事業執行に取り掛かったところ、調達価格の上昇が判明いたしました。消防車両かなり高額でございまして、その大部分を車両本体よりも艤装のための費用が占めております。その部分で大幅な上昇が判明いたしましたので、この度、約2割程度の予算の追加の補正をお諮りしたものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） どこで聞けばいいのかなと思いながら、9ページに先程の交付金の下に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金50万円というのがあります。大体の世羅町に対する交付金の限度額等は示されて、限度額の範囲内で認められたもんが事業が実施できるんかと思うんですが、そういう点では、コロナが中心にはなるんかも知れませんが、地方をどのようにして元気づけるかということも非常に重要でありますし、新しいコロナ感染の方は減ってはきておるわけですが、いろんな面でこの影響が続いておるわけなので、一般質問でもお尋ねしたんですが、やはり早期に事業を具体化して対応する必要があるというように思うわけですが、こうした点についてお尋ねをします。

先程お尋ねした点に関わるのかどうかわかりませんが、今度は15ページのコロナワクチン接種業務1621万円ですが、その下にも300万円ということで、整備業務ですか、がありますが、どのような状況、3回目も年齢によっては接種率が低いということもあるようですが、いつからだったかな、7月からですかね、4回目の接種も進めるとかいうようなことでありましたが、一

般質問等でもいろいろ答弁されましたが、気を付けてくださいというような感じじゃなしに、わからん点もあるんでしょうが、クラスターに近いような状況になると、よそから来た、よそへ行ってコロナをもらって帰ったんだらうというくらいなことでもなしに、どういう状況で広がっていくかということなんかも、十分にはわからんと思うんですが、やはり保健所任せのような感じではなしにですね、

○議長（米重典子） 矢山議員、申し訳ありませんが、補正予算のこの接種業務野内容でよろしいですか。

○4番（矢山 武） はい、そのことをどのようにこれまでの反省に立ってやられようとしておるのか、以上2点についてお尋ねします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは9ページ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてご質問いただきましたので、所管しております企画課のほうからお答えをさせていただきます。

議員ご指摘いただきましたとおり、この新型コロナウイルスの臨時創生交付金につきましては、やはり事業をきちっと精査をさせていただきます、どういった形で利用していけばいいのかというのは、しっかりと今後も引き続き協議をしながら事業化を早期に進めてまいりたいと考えております。

以降におきましては、令和3年度補正予算分として2600万円余り、令和4年度予備費分といたしまして7800万円余りが今後追加で交付される見込みとなっております。特に令和4年度予備費分の7800万円余りにつきましては、国のほうから限定をされておまして、原油価格、また物価高騰対応分に活用するよという縛りがございます。この原油価格、物価高騰等に直面する生活に困っている方々、事業者の方々の負担を軽減する措置とされておりますことから、国が示しておりますコロナ禍における原油・物価高騰への対応分活用事例等参考にしながらですね、関係性のある施策について、現在各課へこの事業としてどういったものができるかということは今、投げかけているところでございます。

議員ご指摘いただきましたように、早期に事業化をいたしまして、また提案

をさせていただくこととさせていただきます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは 15 ページの予防費の補正についてお答えいたします。

これは今回補正をいたします約 2000 万円につきましては 4 回目接種に係る費用の補正となっております。この接種業務の委託料 1621 万 3000 円につきましては対象者数を 3 回目接種をされた 60 歳以上の方約 6,500 人と、18 歳以上 60 才未満の基礎疾患を有する方約 300 人から 400 人と見込んでおりますが、この接種費用の委託料でございます。その他、接種体制整備業務や、コールセンター運営負担金などは引き続き 3 回目の接種に続いて必要になってまいりますので今回補正をさせていただいております。

感染拡大の要因としてやはり若い方の接種率が低いということもございまして、それも含め 1 回目から 3 回目までの若い方の接種の推進のほうを引き続きリスクとメリットを含めた周知のほう続けてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 30 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 2 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 10 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第 129 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。

したがって、本件議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、6月13日 午前9時から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 10時48分